

【1頁より】

版ADR定款第3条)を行う。

具体的には、著作権の問題や主に出版に係わる契約上のトラブルに関して、紛争の当事者同士(著作者、出版者)が直接交渉するのではなく、公正中立な立場の第三者(出版ADRの和解斡旋人の弁護士)が関わることで、当事者同士の合意を促し、両者間での「和解」を行いトラブルの解決解消を目指す。相談及び和解に関する手続きや内容等については秘密厳守で、かつ非公開のため、プライバシーや出版社の業務内容が外部に公表されることなく紛争解決を行うことが可能となる。

なお、出版ADRで扱わない事案は、次のとおりである

- 1 自費出版に係る紛争
- 2 法人間(内)での紛争
- 3 私人間紛争
- 4 表現、言論の自由等主に著作物の表現内容に係る紛争
- 5 紛争当事者(どちらか一方)がADRでの解決を望まないとしたもの

6 その他、団体として扱えないと決定した紛争

出版ADRの運営で大事なことは、出版社(者)だけに有利に運営されたり、著作者にとってのみ有利に運営されたりすることはあってはならないことで、両者が協力して公正かつ中立的に運営していくことが求められる。そうでなければ利用されないし、信用されなくなってしまう。

このため、両当事者が協力して運営している一般社団法人出版物貸与権センターに組織運営を委託し、同センターが実施している無料の「著作者、出版者のための電話相談」(TEL 03-3222-9055)を共同で運営し、そこでの事前相談を行ったうえで申請を受け付けることになっている。

申請にかかる費用は1万円(税別。振込手数料申請人負担)、和解不成立の場合は半額が返金される。和解が成立した場合は、以下の別途定められた和解契約書の解決額に応じて、成立手数料を出版ADRに支払う。

紛争の価額	成立手数料(紛争価額の)
300万円まで	5%
300万円越え1500万円まで	3%
1500万円越え3000万円まで	2%
3000万円越え5000万円まで	1%
5000万円越え1億円まで	0.7%
1億円を超える価額	0.3%

これまで出版協は、会員社からのさまざまなトラブルの相談については、出版協や関係団体である日本出版著作権協会(JPCA)が受け付け、法律問題は日本ユニ著作権センターにお願いしてきた。紛争事例に応じて、今後も日本ユニ著作権センターにご協力をお願いしつつ、出版ADRも利用していくことになる。

それ以上に出版社が考えなければならぬことは、新たな出版契約書による契約を確実にし、著作者とのトラブルを起こさない努力をすることであろう。

●会員社一覧【2015年5月現在●90社】

【あ】	吉夏社	三一書房	創森社	南方新社	本の泉社
阿吽社	気天舎	三元社	創土社	日本経済評論社	ほんの木
亜紀書房	弓箭書院	山文社	草風館	にんげん出版	【ま】
あけび書房	教育史料出版会	三陸書房	【た】	【は】	明月堂書店
梓出版社	雲母書房	時潮社	第三書館	パイインターナショナル	めこん
あっぷる出版社	健学社	社会評論社	大蔵出版	白澤社	木犀社
アーニ出版	健康と良い友だち社	情況出版	田畑書店	書籍工房 早山	【や】
ありな書房	現代企画室	松柏社	知泉書館	晩成書房	唯学書房
一光社	現代書館	不知火書房	筑波書房	ひとなる書房	有志舎
インパクト出版会	現代人文社	新宿書房	柘植書房新社	批評社	【ら】
【か】	皓星社	新泉社	東京漫画社	フィルムアート社	リベルタ出版
海象社	合同出版	水声社	東信堂	風濤社	緑風出版
凱風社	コスモの本	スタジオタッククリエイティブ	同時代社	風媒社	れんが書房新社
解放出版社	コモنز	青灯社	東洋書店	ブロンズ新社	論創社
海鳴社	【さ】	世界書院	都政新報社	ペリかん社	
花伝社	桜井書店	せりか書房	【な】	北樹出版	
雁思社	彩流社	千書房	七つ森書館	歩行社	